

令和元年度

第1回 阿賀野市入札監視委員会

令和元年10月4日（金）

阿賀野市総務部管財課

令和元年度 第1回 阿賀野市入札監視委員会 会議録

1 日 時 令和元年10月4日（金） 午後2時00分～午後3時30分

2 場 所 阿賀野市役所 402会議室

3 委 員

佐伯竜彦、磯部亘、本間康子、佐藤哲雄、信田雅恭

4 傍聴者 1名（(株)建設速報社）

5 議題

（1）期間内の発注状況等報告

- ・期間内の工事総括について（対象期間：平成31年2月～令和元年7月）
- ・発注方式別工事等について（対象期間：平成31年2月～令和元年7月）
- ・指名停止・苦情処理・談合情報対応の状況等について

（対象期間：平成31年2月～令和元年7月）

（2）抽出案件の審議（詳細は別紙のとおり）

- ・制限付一般競争入札 2件
- ・通常指名競争入札 2件
- ・随意契約 1件

（3）その他

「発注状況等報告」

期間内の工事総括について

特になし	
------	--

発注方式別工事等について

通常指名競争入札（C）

<p>「質問・意見」</p> <p>1 指名競争入札において、「コンサルタント」のみ落札率が 80.74%と低いが、その理由は？</p>	<p>「回答」</p> <p>1 今回の「コンサルタント」はC-2(95.82%)、C-10(88.31%)、C-19(47.34%)、C-22(75.08%)、C-23(94.09%)、C-24(95.50%)が該当する。C-19及びC-22が原因で落札率が下がったものである。参考として、前回の落札率は91.65%、前々回の落札率は87.72%であり、常に「コンサルタント」の落札率が低いわけではない。</p>
--	---

指名停止・苦情処理・談合情報対応の状況等について

特になし	
------	--

「抽出案件」

制限付一般競争入札（A）【2件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
A-3	市工第1号	環境センター長寿命化工事	清掃	施設工業(株)	36,720,000	90.51%	市民生活課	1
<p>抽出理由（信田委員）</p> <p>一般競争入札であるにもかかわらず、入札参加業者数が1者であるが、その理由について</p>					<p>「回答」</p> <p>当市における「清掃施設工事」の登録業者数は22者あり、その内新潟県内に主又は従たる営業所を有する企業は11者ある。今回の参加要件は全22者全てを対象としたものだったが、結果的に県内に営業所を有する1者のみの参加となった。本工事は、施設を稼働しながらの工事条件であったため、入札に参加しづらいものがあったのかもしれない。</p>			

<p>「質問・意見」</p> <p>1 説明では、施設を稼働させながらの工事ということであるが、そのようなやり方は珍しいのか？</p>	<p>1 環境センターは焼却炉が2つあり、施設を稼働させながらでないと、ゴミが溜まってしまい、できるだけ、稼働しながら工事を行っている。焼却施設は特殊性の高い施設であり、発注方式も「性能発注方式」となる。プラントメーカーの独自設計となっていることから、複数の業者が参加しづらいものとなっている。</p>
---	---

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
A-11	建第11号	袖ノ葉線ほか (学校町工区) 消雪パイプ更新 工事	土木	(有)戸田建設	20,109,600	88.33%	建設課	12
A-31	建第27号	上黒瀬小河原 線ほか(緑岡工 区)消雪パイプ その2工事	土木	(有)山辰建設	24,440,400	98.78%	建設課	18

<p>抽出理由 (信田委員)</p> <p>上記2案件は同じ消雪パイプの工事であるにも関わらず、落札率に約10%の差が生じているが、その理由について</p>	<p>「回答」</p> <p>A-11の落札業者は、設計額との対比で「直接工事費」はほぼ100%の算出をしたが、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費等」の3項目を約77%まで落としたことで、全体的に88.3%まで下がったものである。A-31は、全体的に設計額に近い金額で入札していたため、落札率が98.78%となった。A-11は、12者平均入札率は92.5%であり、憶測であるがA-11の施工地条件が応札者に好条件等の理由で各経費を下げてでも(利益が少なくなっても)落札したいと考えた業者がいたのではないかと考える。</p>
<p>「質問・意見」</p> <p>1 A-11とA-31で、直接工事費に対する諸経費率は変わるのか？</p>	<p>1 変わる。</p>

<p>2 A-11の施工延長は、469.0mで、A-31は621.8mで長さが違うので、それが比率の違いや落札率の違いに影響しているのではないか？</p> <p>その差がそのまま予定価格の差になっているのか？</p>	<p>2 A-11とA-31は直接工事費で200万円ほどの差がある。</p> <p>予定価格も200万円ほどの差になっている。A-11の直接工事費だけでみると、設計額に対して参加した全業者が95～100%の範囲での算出している。A-31も、直接工事費は98～110%の範囲で算出している。</p> <p>入札額で差が開きやすいのが、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費」となり、業者側で、どれだけの利益を設定するかで変動する。</p> <p>A-11はある程度の経費を落としてでも、受注を目指した結果であると考える。</p>
<p>3 「入札公表兼結果調書（19ページ）」にある「失格」とは、どういう意味か？</p>	<p>3 品質を確保する目的で制限価格を設定し、制限価格を下回る額で入札した業者を「失格」としていることから、このように表記している。</p>

通常指名競争入札（C）【2件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
C-13	笹支工第1号	笹神支所ラウンジエアコン入替工事	機械器具設置	菱機工業(株)新潟支店	2,797,200	99.90%	総務課	4
<p>抽出理由（信田委員）</p> <p>指名競争入札案件の中で、最も落札率が高い、その理由は？</p>					<p>「回答」</p> <p>この工事は、見積りを徴取し、最も安価なものを予定価格として採用している。入札の結果落札業者以外の3者の入札額は、いずれも予定価格を超過していた。</p> <p>見積りを徴した時点において、業者が最低額に近い見積りを提出した結果であると考えている。</p>			
<p>「質問・意見」</p> <p>1 見積りを徴した業者は落札業者1者のみなのか？</p>					<p>1 入札参加4者のうちの2者から見積りを徴した。</p>			

2 5 ページ発注方式別工事等一覧表の備考欄に「見積」とあるが、見積りを徴するか否かの基準があれば教えてほしい。

3 見積りを徴するのは、選択の公平性を考慮して、順番に徴するなどのルールはあるのか？

その業者の中で、どの業者から見積りを徴するかは、担当課によるのか？

4 予定価格と落札額にほとんど差がないが、このような案件は過去にもあったのか？

5 見積りを徴するのに、業者に対して費用を支払うのか？

見方を変えれば、役所がやるべき仕事を業者がやっていることになるが、業者側から無料の見積り提出は勘弁してほしいなどの声はないのか？

確かにサービスで参考見積料ということもあるかと思うが、精査しないと見積りが出せないということもあるため、このままでいいのかの検討をする必要があるのではないか？

6 見積りを提出する段階で、入札みたいになっていないか？

見積りを提出する業者は、入札の際に若干の優位性があるから、無料の見積り提出に応じているのか？

2 市で予定価格（設計額）を算出できない案件について見積りを徴し、その中の最低額を予定価格として設定している。

3 ルールはないが、設計額に応じてランクが設定されており、そのランクに応じた業者から見積りを徴するようにしている。

担当課による。ただ、工事現場に近いなどの地域性や、たとえば今回の件で言えば、エアコンの設置業者を考慮して選んでいる。

4 見積りを徴した業者が、提示した見積額のまま落札すれば、落札率が 100%に近い数値になると考える。

また、過去にも落札率が 100%の案件はあった。

5 無料でやってもらっている。

今のところそのような声は聞いていない。

今後検討したい。

6 そうとも言えるが、その後、正式に入札を行い、業者を決定している。

見積り依頼をしても断られることもあるが、見積りを依頼する際に、「辞退しても入札に影響するものではない」の文言を付している。

<p>7 入札に参加した4者の内の残りの2者は、見積りによって予定価格が決まっている案件だとわかっているのか？</p> <p>見積りにより予定価格が設定されている案件だとわかれば、参考見積を提出していない指名業者は辞退するものだと思ったのだが</p> <p>「2者以上」とはいうが、当然依頼を受けた業者は、何者に依頼されたかはわからないか？</p> <p>だいたい、見積りを提出した業者が落札するのか？</p> <p>随契にするのは、緊急性や特殊性からするのか？</p> <p>随契にいたらないくらいの特特殊性ならば、見積り依頼をした入札になるのか？</p> <p>8 たとえば、見積り依頼業者には、有料で見積り徴する代わりに、入札には参加できないとした方が、公平性があるかのように思うのだが、制度的に難しいのか？</p>	<p>7 わからないはず。</p> <p>そのようなことの辞退はないと考えている。 入札・契約に関するマニュアルを作成しており、最低でも2者以上から見積りを徴することとしている。</p> <p>当然業者側はわからない。</p> <p>そのようなこともありうる。</p> <p>する場合がある。</p> <p>見積りをとるか随契を行うかの基準は別である。随契にできるかは、財務規則に則り、130万円以下の工事などの金額面及び緊急性、特殊性があれば随契が可能としている。</p> <p>8 登録業者には入札機会を設けて、そこから一般競争入札や指名競争入札に付す。指名する際にも、現場を考慮して、業者選定に取り組んでいる状況である。</p>
---	---

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
C-19	学教委託第24号	堀越小学校長寿命化設計業務委託	コンサルタント	(有)鑑建築研究所	4,536,000	47.34%	学校教育課	10
抽出理由 (信田委員) 指名競争入札案件の中で、最も落札率の低い案件です。その理由について。また、「長寿命化工事」とは具体的にどのような工事を行うのか。					「回答」 当委託は「設計業務」と「耐力度調査」の2項目からなり、設計額の9割強が「設計業務」になっている。その「設計業務」の中に人件費が含まれてお			

	<p>り、人件費は各業者が単価を設定できるため、予定価格よりも大きく下がったものとする。</p> <p>(担当課より「長寿命化工事」の説明)</p> <p>竣工 40 年以上経過した構造体の主にライフラインの更新、少エネルギー化、設備更新における維持管理による利用性の確保と改良を施し、時代に即した形で今後 30 年以上使用するための設計である。</p>
<p>「質問・意見」</p> <p>1 設計業務に関しては、価格の制限は設けていないのか？</p> <p>2 前回も妙に落札率が低い案件があったのだが、こういったことは、ときどき起こるのか？</p> <p>工事などは評価をつけると思うのだが、落札率が低いものは、評価も低いということになるのか？「安かろう、悪かろう」になるのか？</p> <p>それはなぜか？</p> <p>通常、工事でも業務委託でも評価をすると思うのだが、どこの市でもそうなのか？</p> <p>「当市では業務委託を評価対象にしていない」でいいのか？それとも、将来的には、対象にするのか？</p> <p>業務委託の評価はしていないということであるが、「総合評価」とは関係がないのか？評価が低ければ、次回入札の際はどうなるのか？</p> <p>でも、点数はつけていない？</p> <p>本案件の場合、落札率 47.3%であり、残った事業費はどうするのか？</p> <p>落札率と評価点の相関関係を調べているか？</p>	<p>1 建設コンサルタント業務に関する最低制限価格はありますが、特殊な設計業務であるため制限を設けずに入札を行った。</p> <p>2 県では、業務委託に対して評価を行っているが、当市においては対象としていない。基本的に評価対象は 500 万円以上の建設工事になっている。</p> <p>単純に設けていないため。</p> <p>他市町村を把握しているわけではないが、当市においては業務委託を対象に評価は行っていないのが現状である。</p> <p>検討材料になっているが、今後どう扱うかは未定である。</p> <p>指名競争は実績も重視しており、成果品が芳しくないものは、次回の指名競争において事業課との協議で除外する可能性はある。</p> <p>評定点はつけていない。</p> <p>様々なケースが考えられる。事業費の減額や、同様な工事の枠があれば、そこに回すなど。</p> <p>現在は作成していない、今後比較できるような資料を作っていきたい。</p>

国や県では、あまりに落札率が低いと品質に影響してくるので、低入札の制度などを設けて、適正な価格でやってもらおうと考えていると聞いている。阿賀野市には阿賀野市の事情があるかと思うが、税金を投入して事業を行う以上、それに見合った効果をあげるには、そのようなことも必要かと思う。

当市では最低制限価格や低入札価格調査の制度はあるが、当案件の特殊性から今回は適用しなかった。今後同業種の案件があった場合、特殊性があっても最低制限価格の設定を行っていきたいと考える。

随意契約 (D) 【1件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
D-2	建第67号	(仮称)阿賀野市総合公園仮設排水路設置等工事	土木	(株)坂詰組	1,944,000	100.00%	建設課	1
<p>抽出理由 (信田委員)</p> <p>随意契約案件の中のお他案件と比べ、一般的な土木工事であり、公園建設地も京ヶ瀬地区であるにも関わらず、安田の建設業者と1者随意契約を行った理由について</p>					<p>「回答」</p> <p>出水期(6月)までの期間に、排水路施工と沈下板設置を行う必要があった、契約業者は既に国と河幅を広げる工事を受注しており、現場を熟知し、土砂運搬の際の人員や工機をそのまま使うことができ、工程等の調整が不要なため随意契約を行った。</p>			